

○下妻地方広域事務組合「フィットネスパーク・きぬ」の設置及び管理に関する条例

平成13年3月30日
条例第2号

改正 平成14年8月6日条例第2号

平成17年10月14日条例第9号

平成20年7月18日条例第3号

平成20年10月15日条例第4号

平成25年2月20日条例第1号

平成30年10月25日条例第1号

令和元年10月24日条例第2号

令和2年10月30日条例第3号

令和7年4月1日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、下妻地方広域事務組合フィットネスパーク・きぬ（以下「公園」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 ごみ処理施設の余熱を利用した循環型社会づくりを目指しながら、健康・運動をキーワードに構成市町の新たな地域交流や地域振興の活性化を推進する中核的な役割を担っていく魅力施設として、公園を設置する。

2 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 下妻地方広域事務組合フィットネスパーク・きぬ

(2) 位置 下妻市中居指1126番地

3 公園の開園時間及び休園日は、規則で定めるものとする。ただし、管理者が特に必要であると認めるときは、臨時に開園時間及び休園日を変更することができる。

4 公園の施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) ほっとランド・きぬ

(2) 多目的グラウンド

(3) 多目的広場（グラウンドゴルフ場）

(4) 親水公園

(5) 駐車場

5 公園の施設のうち有料で利用できる施設（以下「有料施設」という。）及び全部又は

一部を専用して利用できる施設（以下「専用施設」という。）は、別表のとおりとする。

（利用の許可）

第3条 有料施設又は専用施設（以下「有料施設等」という。）を利用しようとする者は、下妻地方広域事務組合管理者(以下「管理者」という。)の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の許可を受けた事項を変更し、又は利用を中止しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。

（利用の制限）

第4条 管理者は、公園を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を制限することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。

(2) 公園を破壊するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的に、又は常習的に不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

(4) 特定の政治活動若しくは宗教活動に利用し、又はこれらを伴うおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者がその利用を不適當と認めたとき。

（使用料）

第5条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納する。

（使用料の減免）

第6条 管理者は、特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 非常災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、利用できなくなったとき。

(2) 利用者が規則で定める期間内に当該利用の変更又は中止を申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が相当の理由があると認めたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設等の利用の許可を取り消し、公園の利用を停止し、又は公園から退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は管理者の指示に従わないとき。

(2) 第4条に掲げる事由が発生したとき。

(3) 災害その他事故により公園の利用ができなくなったとき。

(4) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上特に支障があると認めるとき。

2 前項の規定により有料施設等の利用の許可を取り消し、公園の利用を停止し、又は公園から退去を命じたことにより、利用者に損害が生じた場合であっても、管理者は、その責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、第3条の許可を受けた目的以外に有料施設等を利用してはならない。

(特別の設備の設置等)

第11条 公園を利用する者は、公園に特別の設備を設置し、又は既存の設備を変更してはならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第12条 公園を利用する者は、その利用を終了したとき（前条ただし書の規定により特別の設備を設置し、又は既存の設備を変更したときを含む。）は、利用した公園を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定は、第9条の規定により有料施設等の利用の許可を取り消し、公園の利用を停止し、又は公園から退去を命じた場合に準用する。

(損害賠償)

第13条 公園を利用する者は、公園を故意又は過失により毀損し、又は滅失したとき

は、損害を賠償しなければならない。

(営利行為の禁止)

第14条 公園の敷地内において、管理者の許可なく物品等販売その他営利行為をしてはならない。

(指定管理者による管理)

第15条 公園の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 第2条第3項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て、開園時間及び休園日を変更することができる。

3 第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合にあつては、第3条、第4条、第9条及び第14条の規定中「管理者」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有料施設等の利用の許可に関する業務
- (2) 有料施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) 公園の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による公園の管理の基準)

第17条 指定管理者による公園の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令、条例、規則その他管理者が定めるところに従い、適正に公園の管理を行うこと。
- (2) 指定管理者は、設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (3) 公園を利用する者の平等利用を確保すること。
- (4) 公園を利用する者に対して適切なサービス提供を行うこと。

(指定の期間)

第18条 指定管理者が公園の管理を行う期間は、5年とする。

2 管理者は、必要があると認めるときは、前項に定める期間を短縮することができる。

(利用料金)

第19条 第15条第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合にあつて

は、利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の利用料金は、前納する。

3 管理者は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

4 利用料金は、別表に定める額の範囲において、あらかじめ管理者の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

5 指定管理者は、特別な理由があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て定める基準により、利用料金を減免し、又は還付することができる。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第20条 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、管理者が臨時に有料施設等の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、管理者は、第5条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲において、管理者が定める使用料を徴収する。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

付 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

付 則(平成14年8月6日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年10月14日条例第9号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

付 則(平成20年7月18日条例第3号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

付 則(平成20年10月15日条例第4号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

付 則(平成25年2月20日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成30年10月25日条例第1号)

- 1 この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に購入されている会員券の使用については当該会員券に記載された期限まで有効とし、回数券の使用についてはなお従前の例による。

付 則(令和元年10月24日条例第2号)

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

付 則(令和2年10月30日条例第3号)

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

付 則(令和7年2月5日条例第1号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条、第19条、第20条関係）

1 有料施設

区 分			単 位	使用料（円）		備 考
ほっとランド・きぬ	普通券	一般	1人1回	1,000		1 一般とは、義務教育諸学校就学前の者、児童・生徒及び65歳以上の者以外の者をいう。 2 児童・生徒とは、義務教育諸学校の児童及び生徒をいう。 3 障害者とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者で、当該手帳を提示して利用の承認を受けたものをいう。 4 介助者とは、障害者を介助する者をいう。 5 利用できる有料施設の範囲は、プール、プールサイド各種浴槽、サウナ、浴室、スタジオ及びトレーニングジムとする。ただし、義務教育諸学校就学前の者及び児童・生徒については、スタジオ及びトレーニングジムを除く。 6 料金前払式カードを利用できる範囲は、会費を除く使用料に限る。 7 管内とは、構成市町内に在住又は在勤の者をいう。 8 会員券の再発行に係る費用は、利用者の負担とする。
		65歳以上	1人1回	700		
		児童・生徒	1人1回	600		
		障害者	1人1回	550		
		介助者	障害者1人につき1人1回	550		
	料金前払式カード (プリペイドカード)		11,000円分	10,000		
			5,500円分	5,000		
			3,300円分	3,000		
	会員券	一般	管内	1人1年間	会費 16,000	1回 当たり 550
				1人6箇月間	会費 9,600	1回 当たり 550
			管外	1人1年間	会費 24,000	1回 当たり 550
				1人6箇月間	会費 13,600	1回 当たり 550
		65歳以上	管内	1人1年間	会費 10,000	1回 当たり 450
				1人6箇月間	会費 7,000	1回 当たり 450
			管外	1人1年間	会費 16,000	1回 当たり 450
				1人6箇月間	会費 10,000	1回 当たり 450
		児童・生徒		1人1年間	会費 12,000	1回 当たり 450

多目的広場 (グラウンド ゴルフ場)	普通券 (4時間)	1人1回	500	1 利用できる者は、小学生以上とし、小学生については、保護者同伴を条件とする。 2 会員券は、構成市町内に在住又は在勤の者のみとする。 3 会員券の再発行に係る費用は、利用者の負担とする。 4 用具セットとは、クラブ1本、ボール1個とする。
	一日券	1人1回	700	
	会員券	1人1年間	15,000	
	用具セット	1セット	200	

2 専用施設

区 分		単 位	使用料 (円)	備 考
ほっとランド・きぬ	プール	10人以上 1コース1時間	1,000	1 専用施設の使用料のほか、有料施設の使用料を徴収する。 2 専用施設の利用は、4時間を限度とする。ただし、特に必要と認めた場合はこの限りでない。
		20人以上 2コース1時間	2,000	
		30人以上 3コース1時間	3,000	
	研修・会議室 サークル室	1室1時間	500	1 専用施設の使用料のほか、有料施設の使用料を徴収する。 2 専用施設の利用は、5人以上の団体に限る。
多目的グラウンド		1面1時間	2,000	1 専用施設の利用は、10人以上の団体に限る。 2 専用施設の利用は、4時間を限度とする。ただし、特に必要と認めた場合はこの限りでない。
		照明灯 1時間	3,000	3 夜間及び昼間でも照明を要する場合は、専用施設の使用料のほかに照明灯の使用料を徴収する。

多目的広場(グラウンドゴルフ場)	1 時間	1,000	1 専用施設の使用料のほか、有料施設の使用料を徴収する。 2 専用施設の利用は、50人以上の団体に限る。 3 専用施設の利用は、4時間を限度とする。ただし、特に必要と認めた場合はこの限りでない。
------------------	------	-------	---